

平成29年白老町議会定例会11月会議会議録（第1号）

平成29年11月 6日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時35分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
(平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）)
- 第 5 報告第 2号 専決処分の報告について
(平成29年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
- 第 6 報告第 3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第 7 報告第 4号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第 8 報告第 5号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第 9 報告第 6号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第10 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第11 陳情第 2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の
治水対策に関する陳情書
- 第12 陳情第 3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書

○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分の報告について
(平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号）)
- 報告第 2号 専決処分の報告について
(平成29年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
- 報告第 3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 報告第 4号 専決処分の額の決定について

- (損害賠償の額の決定について)
- 報告第 5号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 報告第 6号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 陳情第 2号 町道飛生グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書
- 陳情第 3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田和子君 | 2番 | 小西秀延君 |
| 3番 | 吉谷一孝君 | 4番 | 広地紀彰君 |
| 5番 | 吉田和子君 | 6番 | 氏家裕治君 |
| 7番 | 森哲也君 | 8番 | 大淵紀夫君 |
| 9番 | 及川保君 | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 | 14番 | 山本浩平君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 本間広朗君 | 11番 | 西田祐子君 |
| 12番 | 松田謙吾君 | | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-----------|---|--------|
| 町 | 長 | 戸田安彦君 |
| 副町 | 長 | 古俣博之君 |
| 副町 | 長 | 岩城達己君 |
| 教育 | 長 | 安藤尚志君 |
| 総務課 | 長 | 岡村幸男君 |
| 財政課 | 長 | 大黒克己君 |
| 企画課 | 長 | 高尾利弘君 |
| 象徴空間整備統括監 | | 笠巻周一郎君 |
| 経済振興課 | 長 | 森玉樹君 |

農 林 水 産 課 長	本 間 力 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齡 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 11 月 6 日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会 11 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、議長において、10 番、本間広朗議員、11 番、西田祐子議員、12 番、松田謙吾議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成 29 年白老町議会定例会は、明年 1 月 5 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により 11 月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成 29 年定例会 11 月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、専決処分の報告 6 件であります。

岡村総務課長、大黒財政課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

次に、議会関係として議員の派遣承認、陳情 2 件を予定しております。

陳情第 2 号、陳情第 3 号は、いずれも治水対策に関する陳情であります。会議規則第 76 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会へ付託することにいたしました。

これらのことから、11 月会議の再開は、本日 1 日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎行政報告

- 議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。
戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

- 町長（戸田安彦君） 平成29年白老町議会定例会11月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

国道36号線の通行止め解除についてであります。

9月18日の台風18号で損傷した竹浦橋につきましては、昼夜問わずの復旧工事により、当初見込みより約1カ月早く仮橋の設置が完了し、10月27日午前9時をもって通行止めが解除となったものであります。

この間の迂回路の使用にあたっては、国としましても誘導員の配置や迂回路等の舗装、安全確保のための誘導看板の設置、さらには道央自動車道の代替無料措置などの対応策を講じていただいていたものであります。騒音、振動など周辺地域の皆様にはご迷惑、ご不便をおかけしました。

本橋の整備につきましては、本年度内に整備方針を決定する予定であります。町といたしましても、一日も早い本復旧に向け国と連携して取り組んでいく考えであります。

なお、本11月会議には、報告6件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

- 議長（山本浩平君） これで行政報告は終了いたします。
-

◎報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号））

- 議長（山本浩平君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度白老町一般会計補正予算（第3号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

- 財政課長（大黒克己君） それでは報告第1号、報1-1をお開きください。専決処分の報告についてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成 29 年 11 月 6 日提出。白老町長。

記、(5) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 29 年 9 月 16 日専決。白老町長。

平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 29 年度白老町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 705 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 2,024 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正の、1、歳入、次のページの、2、歳出につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略いたします。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。

8 ページをお開きください。9 款消防費、1 項 4 目災害対策費、(1) 災害対策経費 705 万 9,000 円の追加であります。今回の専決処分による補正は、9 月 17 日から 18 日にかけての台風 18 号による災害の対応経費を計上したものであります。3 節職員手当等 215 万 3,000 円は、災害対応に携わった職員の人件費であり、避難所延べ 7 箇所の開設に携わった職員の時間外手当等を含んでおります。11 節需用費の食糧費 8 万円は、避難所の避難者及び職員の食事代でございます。13 節委託料及び 14 節使用料及び賃借料については、合計で 482 万 6,000 円ではありますが、主な作業といたしましては竹浦メップ川付近の排水処理、竹浦地区の海岸の大型土嚢の積み直し、さらに海岸の流木処理や運動公園の倒木処理などであります。歳出は以上です。

次に 6 ページにお戻りいただき歳入であります。財源といたしまして、まず 21 款諸収入の雑入でございますが、本年度加入した災害対策保険金が 100 万円支払われることとなり、これを充当し、残りの 605 万 9,000 円は一般財源として前年度繰越金を充当いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第 1 号は、これをもって報告済みといたします。

ここで議長より報告いたします。

本専決処分により 9 月 22 日に議決した、平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）は、同日にご承認いただいたとおり、議長の議事整理権で「補正予算番号」「歳入歳出の総額」等に所用の係数整理を行い、お手元に配付のとおり修正することといたしますので、ご承知おき願います。

◎報告第 2 号 専決処分の報告について（平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（山本浩平君） 日程第 5、報告第 2 号 専決処分の報告について（平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第 2 号でございます。報 2-1 をお開きください。専決処分の報告についてであります。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 11 月 6 日提出。白老町長。

記、(7) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

次のページ、専決処分書。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 29 年 9 月 28 日専決。白老町長。

平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 5 号）。平成 29 年度白老町の一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,102 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101 億 2,003 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の、1、歳入、次のページの 2、歳出については、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。

8 ページをお開きください。2 款総務費、4 項 2 目衆議院議員選挙費、(1) 衆議院議員選挙費 1,102 万円の計上であります。今回の専決処分による補正は、衆議院が 9 月 28 日に解散し、投票日を 10 月 22 日とする衆議院議員総選挙に係る経費を計上したものであります。1 節報酬 316 万 7,000 円は、投票管理者等及び投開票事務従事者の報酬でございます。3 節職員手当等

177万9,000円は、事務局職員の時間外手当の計上であります。7節賃金47万2,000円及び9節旅費7,000円は、選挙事務臨時職員6名分の賃金と交通費でございます。11節需用費35万9,000円は、ポスター掲示用のタイトル版や参考図書経費及び投票管理者等の当日の食事代でございます。12節役務費146万9,000円は、入場券等発送郵便料及び啓発用チラシ折り込み料などでございます。13節委託料106万7,000円は、期日前投票管理システム支援業務委託料及び入場券の印刷処理料などあります。14節使用料及び賃借料50万1,000円は、投票立会人のためのタクシー借上及び投票用紙読取機器の賃借料でございます。15節工事請負費145万3,000円は、選挙用ポスター掲示場の設置及び撤去工事に係る経費でございます。18節備品購入費74万6,000円は、投票用紙自動交付機3台分の計上であります。歳出は以上でございます。

次に6ページにお戻りいただき、歳入であります。財源といたしまして、道支出金の衆議院議員選挙事務委託金を全額充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報告第3号でございますが、今回報告をさせていただきます報告第3号から第6号についてでございますが、4件の道路事故による専決処分でございます。

町道竹浦1番通りの下水道マンホールの鉄蓋が外れていたことにより発生した事故であります。この報告第3号から第6号については同様の原因による事故ということであります。

最初に報告第3号を報告いたします。

専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月6日提出。白老町長。

記、（1）法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条

第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

記。1、損害賠償の額、金72万1,510円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページでございます。説明でございます。事故の発生状況。

1、日時、平成29年9月7日木曜日午後8時5分頃。

2、場所、白老町字竹浦776番地先、町道竹浦1番通り。

3、当事者、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況、平成29年9月7日木曜日午後8時5分頃、町道竹浦1番通りの（甲）が所有及び管理する下水道用マンホールの鉄蓋が、車両の通行により外れていたところを、（乙）車両が通過し、マンホールに車輪が落ち（乙）車両が損傷したものである。

5、損害の程度、（乙）車両、フロントバンパカバー、タイヤホイール等損傷。

6、損害賠償額、本件は、（甲）が所有及び管理するマンホールの受枠が腐食により劣化し、鉄蓋が外れていたことが原因であり、その上を（乙）車両が通過したことで発生した事故であることから、（甲）は（乙）車の修理費用等72万1,510円を（乙）に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページを開いていただきたいと思います。図面がついているかと思えます。事故発生状況の図ですが、マンホールの鉄蓋が外れていたことにより、4台この事故が起こったということでありまして、今の第3号の損害賠償の関係の部分については、4台中の1台目の車がこういう形で事故に遭ったということでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月6日提出。白老町長。

記ですが、これについては朗読を省略させていただきます。

次のページです。専決処分書。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 10 月 13 日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金 4 万 7,113 円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページです。説明でございます。事故の発生状況です。

1、2につきましては朗読を省略させていただきます。

3、当事者、(甲)、(乙)、記載のとおりでございます。

4、状況についても朗読を省略させていただきます。

5、損害の程度、(乙) 車両、フロントスポイラー等損傷。

6、損害賠償額、本件は、(甲) が所有及び管理するマンホールの受枠が腐食により劣化し、鉄蓋が外れていたことが原因であり、その上を (乙) 車両が通過したことで発生した事故であることから、(甲) は (乙) 車の修理費用等 4 万 7,113 円を (乙) に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページでございますが、この報告については 4 台中、3 台目の車両だということでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第 4 号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 日程第 8、報告第 5 号 専決処分の報告についてであります。ここで皆様にお諮りいたします。報告第 5 号については、小西秀延議員に直接利害関係のある事件であるということが認められますので、地方自治法第 117 条の規定により、2 番、小西秀延議員を除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、2 番、小西秀延議員を除斥することに決定いたしました。

小西秀延議員の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 21 分

再開 午前10時21分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報告第5号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月6日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年10月13日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金13万4,771円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

説明です。事故の発生状況。

1、日時、2、場所については、朗読を省略させていただきます。

3、当事者、記載のとおりでございます。

4、状況については、同様ですので朗読を省略させていただきます。

5、損害の程度、（乙）車両、ロッカーパネル、グロメット等損傷。

6、損害賠償額、本件は、（甲）が所有及び管理するマンホールの受枠が腐食により劣化し、鉄蓋が外れていたことが原因であり、その上を（乙）車両が通過したことで発生した事故であることから、（甲）は（乙）車の修理費用等13万4,771円を（乙）に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

次のページでございます。発生状況図であります。4台中、4台目の車両です。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第5号は、これをもって報告済みといたします。

小西秀延議員の入場を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

◎報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9、報告第6号 専決処分の決定について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月6日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年10月26日専決。白老町長。

記。1、損害賠償の額、金24万476円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

説明。事故の発生状況。

1、日時、2、場所については、朗読を省略させていただきます。

3、当事者、(甲)、(乙)、記載のとおりでございます。

4、状況についても朗読を省略させていただきます。

5、損害の程度、(乙)車両、ロッカーパネル、フロントサスペンションクロスメンバー等損傷。

6、損害賠償額、本件は、(甲)が所有及び管理するマンホールの受枠が腐食により劣化し、鉄蓋が外れていたことが原因であり、その上を(乙)車両が通過したことで発生した事故であることから、(甲)は(乙)車の修理費用等24万476円を(乙)に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページです。事故発生状況図であります。この車両については4台中、2台目の車両でございました。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。どの事故も同じ条件の中で起きているものですから最後に聞かせていただきたいのですが、鉄蓋をおさめる枠が腐食していたことによって蓋が外れて、そのマンホールに車のタイヤが落ちたという話。これはよくこれで済んだと思うぐらい、夜8時ごろの真っ暗闇の中で人だとか、人身の事故に絡まなかったことが本当に不幸中の幸いだと思うのですが、本当に怖い話ですね。町内にこういったマンホール、こういった事故を受けて、町内にあるマンホールの点検等、こういったことについてはまちとしての取り組みはどうなっているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 下水道の今回の事故に関してなので私のほうからご説明させていただきます。まず、このような事故があったことに関しまして被害を受けられた方には深くお詫びをしたいということでございます。それから関係する皆様にもいろいろとお世話になり、いろいろとご迷惑をかけたことをこの場をお借りしましてまずは謝らせていただきたいと思っております。

それで、維持管理の部分で今ご質問いただいたかと思っております。通常は第3者委託、包括委託ということで、今企業さんに委託をかけて維持管理、マンホール内ポンプ、それから処理場も含めて全部やっております。今回と同じように竹浦マンホール内ポンプ所というところですが、町内に14箇所ございます。こちらにつきましては、通常の点検としましては月1回、必ず点検をしております、そこで私どもに報告いただいて、損傷していたものについては随時取りかえるですとか、直すとか、そういうような対応を取らせていただいております。なお、この14箇所につきましても、この事故直後、次の日から緊急の点検を行いまして、ほかのところは異常がなかったというところがございます。ただ、この実際に事故にあった場所につきましても、実は報告を受けていて、私どももちょうど取りかえようということで準備をしていたところで起きたということでございまして、先ほど氏家議員からもおっしゃられたとおり人身の事故がなくて本当によかったと、そういう部分では本当にこういうことで非常に皆様にご迷惑をかけたということで深く反省しているところではあります。そういった中で、今委託をさせていただいておりますけれども、私どももきちんと管理の中で受託会社と相談し、それから点検もやっているところですが、押さえてはいたのですけれども、ちょうどかえるという準備の中でこういうことが起きてしまったということは本当に私どもの対応がもう少し迅速にできていれば、もしかしたら起きなかったのかということも含めて反省しているところがございます。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。一つだけやはり言うておかないといけないことだと思うのです。受託業者から報告を受けていたということがまず事実としてあるのであれば、次の日に直すという以前に、報告を受けた時点で危ないという危険を予知しなければいけない。そこをある程度、何かでもって、例えば仮にそこを走られないような状態をつくるだとか、そ

ういった手当が必要だったと思うのです。ですから私はやはり危機管理が甘かったと思います。ですから、こういった事例があって、今回4台の車にいろいろな被害はあったと思うのですけれども、これを一つの大きな反省を含めて、今後やはりそういった危険予知、あらゆる面で、これは土木だけではなくて、ほかの課にも言えることですので、やはり危険予知です。

報告を受けたら、これはあした直すだとか、1時間後に直すだとかではなくて、まずはそういった報告を受けたらすぐそこに行って、その対応をするということが大事になってくると思いますので、今後こういった事故が起きないように対策を行政としてしっかり取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 今、氏家議員のおっしゃられたとおり、本当に重要なことだというふうに私どもも捉えております。本当に報告を受けて、まずは言われたとおり対策がもっとできたのではないかということで、それも含めて内部で検討しておりますし、またそういうような対応も取らせていただきたいと、本当におっしゃられるとおりだったということで、それは深く反省し、今後活かしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第10、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、議員行政視察等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第11、陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第76条第1項の規定に基づき、産業厚生常

任委員会に付託の上、休会中の審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書は、産業厚生常任委員会へ付託の上、休会中の審査とすることに決定いたしました。審査方よろしく願います。

◎陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第12、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第76条第1項の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託の上、休会中の審査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書は産業厚生常任委員会へ付託の上、休会中の審査とすることに決定いたしました。審査方よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日11月7日から、明年1月5日までの間は休会となっておりますので、ご承知おき願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時35分）